

## 議 事 内 容

専務理事	第 76 回常設審議委員会のご案内をしておりました時間となりました。 はじめに、会長ご挨拶をお願いします。
会長	(挨拶)
専務理事	ここで、常設審議委員が交代されておりますのでご紹介いたします。 県議会議員の〇〇委員が退任され、〇〇委員が就任されました。 〇〇委員より一言ご挨拶をお願いします。
〇〇委員	(挨拶)
議長	ありがとうございました。 それでは、ただいまから第 75 回常設審議委員会を開会いたします。 まず、本日の出席状況を報告してください。
専務理事	本日は、審議委員の総数 19 名に対し 14 名の出席をいただいております。 常設審議委員会運営規程第 11 条で、「委員総数の過半数の出席で成立」と規定されており、本委員会が成立していることをご報告いたします。
議長	次に、前回の審議案件の結果について、農業会議事務局から報告してください。
農業会議事務局	(資料 1 により報告)
議長	本日の常設審議委員会では、農業委員会からの意見聴取が第 5 条・10 件のほか、「農地利用最適化活動の目標設定について」及び「令和 3 年度「農業者等との意見交換会」実施結果について」を議題としています。 どうか慎重にご審議いただきますようお願いします。
議長	また、常設審議委員会運営規程第 17 条に「委員会の発言は、会長の許可を受けてしなければならない。」と規定しておりますので、ご質問等の際は挙手いただき、私が指名してからご発言をお願いします。

議長	それでは、ただ今から議事に入ります。 議事録署名者として、〇〇市（町）・〇〇委員と〇〇市（町）・〇〇委員にお願いし、書記は農業会議事務局といたします。
議長	はじめに、農地法第5条の規定による意見聴取に入ります。 一括上程しますので、内容について、各市町農業委員会事務局から説明をお願いします。
議長	まず、〇〇農業委員会分から3件続けてお願いします。
〇〇農業委員会	（整理番号5-1～5-3について、資料に沿って説明）
議長	次に、〇〇農業委員会から2件続けてお願いします。
〇〇農業委員会	（整理番号5-4、5-5について、資料に沿って説明）
議長	次に、〇〇農業委員会から2件続けてお願いします。
〇〇農業委員会	（整理番号5-6、5-7について、資料に沿って説明）
〇〇議長	次に、〇〇農業委員会からお願いします。
〇〇農業委員会	（整理番号5-8について、資料に沿って説明）
議長	次に、〇〇農業委員会からお願いします。
〇〇農業委員会	（整理番号5-9について、資料に沿って説明）
議長	次に、〇〇農業委員会からお願いします。
〇〇農業委員会	（整理番号5-10について、資料に沿って説明）
議長	農地法第5条関係10件について説明がありました。 ここで、案件ごとに審議を行いたいと思います。
議長	はじめに、農地法第5条関係、〇〇農業委員会より諮問の〇〇〇〇申請の駐車場の敷地拡張用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。

委員一同 (意見・質問等なし)

議長 ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。

常設審議委員 (全員挙手)

議長 全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。

議長 次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会より諮問の〇〇〇〇申請の貸資材置場の敷地拡張用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。

委員 5-1と5-2を比べると、場所はあまり変わりませんが、転用地の価格の差がこれだけあるのはどういう理由でしょうか。

〇〇農業委員会 転用地の価格につきましては、事業者と地権者の相対で決定されていますので、なぜその価格かということまでは突き詰めておりません。

〇〇委員 分かりました。

議長 他にございませんか。

委員一同 (意見・質問等なし)

議長 ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。

常設審議委員 (全員挙手)

議長 全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。

議長 次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会より諮問の〇〇〇〇申請の建売分譲住宅用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。

- 〇〇委員 農地区分の該当事項に、「中山間地域等に存在する」という表現がありますけれども、参考事項に都市計画法第 32 条協議済みと書かれていますが、ここは都市計画区域には入らないのですか。
- 〇〇農業委員会 こちらの地区は調整区域になっております。中山間地域等というのは、10ha の広がりがない農地ということで、2 種農地の判断をしているところです。
- 〇〇委員 そういうことで、中山間地域等を使ったということですね。
- 〇〇農業委員会 はい。
- 〇〇委員 分かりました。
- 〇〇委員 14 ページを見ると同時利用地里道とありますが、これは市の管理道路ですか。
- 〇〇農業委員会 今までは市の財産で、実際は地元の方が通作路として管理されています。
- 〇〇委員 この里道は残るのですか、それとも住宅の中に入っていくのですか。
- 〇〇農業委員会 里道は、都市計画法第 32 条協議の中で、付替をして開発道路に組み込んで、市に帰属することになっております。
- 〇〇委員 はい、分かりました。
- 議長 他にございませんか。
- 委員一同 (意見・質問等なし)
- 議長 ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
- 常設審議委員 (全員挙手)
- 議長 全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。

議長 次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会より諮問の〇〇〇〇申請の牛舎及び稲わら置場用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。

〇〇委員 転用申請の理由の中に25年前から増築とありますが、〇〇市(町)の農業委員会が見過ごしてきたのか、それとも指導をしてきたのか。25年前からというのはちょっと考えられないなと思いますが。

〇〇農業委員会 ここの南側がほとんど山林でして、一番初めは山林を開発して建てられたようです。畜産農家の無断転用はかなり多くて、見つける度に指導をしていっています。

議長 他にございませんか。

委員一同 (意見・質問等なし)

議長 ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。

常設審議委員 (挙手多数)

議長 挙手多数でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。

議長 次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会より諮問の〇〇〇〇申請の駐車場及び資材置場用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。

〇〇委員 これも先程と同じですが、昭和63年から地目変更をされておらず、とのことですが、農業委員会でチェックされているはずだと思います。許可書も紛失ということで、ずさんですね。

〇〇農業委員会 一生懸命許可書を探してもらったんですけどなかったということで、再度申請を上げてもらって許可をもらうしかないということで今回の申請となりました。

〇〇委員	これは昭和 63 年から形状変更してずっと使ってきたということですね。
〇〇農業委員会	はい。
〇〇委員	それで地目変更をやろうと思ったところできないから再申請ということですか。
〇〇農業委員会	はい。
議長	他にございませんか。
委員一同	(意見・質問等なし)
議長	それでは、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
常設審議委員	(挙手多数)
議長	挙手多数でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。
議長	次に、農地法第 5 条関係、〇〇農業委員会より諮問の〇〇〇〇申請の倉庫、資材置場、駐車場用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
〇〇委員	転用地の賃借料、724 千円/10a・年は本当ですか。
〇〇農業委員会	行政書士の方に確認したところ、会社と〇〇さんの間で話し合っ て決められているとのことでした。
議長	他にございませんか。
委員一同	(意見・質問等なし)
議長	ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。

常設審議委員	(全員挙手)
議長	全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。
議長	次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会より諮問の〇〇〇〇申請の建売住宅建設用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
委員一同	(意見・質問等なし)
議長	ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
常設審議委員	(全員挙手)
議長	全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。
議長	次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会より諮問の〇〇申請の工事用仮設置場用地への一時転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
委員	一時転用の期間はいつまでですか。
〇〇農業委員会	令和5年5月いっぱいまでの契約となっております。
〇〇委員	一時転用終了後の現況復旧を確実にやりますという確約書は取れているのですか。
〇〇農業委員会	農地復元確約書はいただいております。
議長	他にございませんか。
委員一同	(意見・質問等なし)
議長	ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。

常設審議委員	(全員挙手)
議長	全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。
議長	次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会より諮問の〇〇〇〇申請の流通業務施設建設用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
〇〇委員	許可基準が農業従事者の就業機会の増大に寄与する施設とのことですが、現時点でどの位の従業員がおられますか。
〇〇農業委員会	申請者は〇〇市(町)で運輸業を営まれていますけれども、そちらの従業員数については把握をしておりません。今回、新規の従業員として、正社員10名、パート10名、計20名の中の3割ということで計画をいただいております。
〇〇委員	51、52ページの計画図を見ても分かりづらいのですが、建物とか駐車場の位置というのはどの辺になりますか。
〇〇農業委員会	申請地の中央に倉庫、休憩室、事務所等を配置される計画で、駐車場は建物の周囲だと推測されます。
〇〇委員	駐車場には洗車をする場所が設けられると思いますが、どうしても油が出てきます。ですから、分離槽を設けてあるか等を知りたいのですが、車が何台あるかや施設の位置も分からないようでは検討ができません。この図面ではどこに何があるか分かりませんので、もう少し明確な図面を付けていただきたいと思います。よろしくお願いします。
〇〇委員	私も図面についてですが、50ページの図面では、〇〇という表記のところは田圃になっていますが、53ページでは建物が建っています。どちらが正しいのですか。
〇〇農業委員会	写真の方が正しく、〇〇〇〇さんの倉庫が建っております。申し訳ございません。
〇〇委員	これは無断転用ではないですね。

- 〇〇農業委員会      はい、違います。本庁のゼンリン地図が古いものですから。申請地の西側にも建物が建っておりまして、そこは図面の修正をしたところですが、北側ができておりませんでした。
- 〇〇委員      現地確認すれば分かるでしょう。手書きでいいので修正をお願いします。
- 〇〇委員      私たちは現地にはなかなか行かないので、図面を出すときには見て分かるように、納得できる形で持ってきてください。
- 議長      〇〇市（町）に限ったことではありませんが、もうちょっと確認をしていただいて間違いのないように、また、分かるような図面を付けてもらうよう以後注意してください。  
それでは、採決を採りたいと思います。異議のない方は挙手をお願いします。
- 常設審議委員      （挙手多数）
- 議長      挙手多数でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。
- 議長      次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会より諮問の〇〇〇〇申請の太陽光発電施設用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
- 〇〇委員      申請地が3箇所に分かれています。東西南北の記載が全部同じになっていますがこのとおりなのですか。
- 〇〇農業委員会      60ページの航空写真を見ていただきますと、北側には道路が走っておりまして、下の②と③は同じ譲渡人ですので一体として見ると、東は道路、西は畑、南側は畑と道路ということで、大体同じになっています。
- 〇〇委員      地目が田と畑に分かれています。どこが田でどこが畑になりますか。
- 〇〇農業委員会      ①が畑で、②、③が田になります。
- 〇〇委員      そこも書いてもらわないと分かりませんので、記載をお願いします。

〇〇農業委員会	分かりました。
議長	他にございませんか。
委員一同	(意見・質問等なし)
議長	ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
常設審議委員	(全員挙手)
議長	全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。
議長	以上、本日意見を求められた農地法第5条関係10件について、各市町農業委員会会長に「異議なし」として回答いたします。
議長	続きまして、次の項目に移ります。 「農地利用最適化活動の目標設定」について、農業会議事務局より説明をお願いします。
農業会議事務局	(資料2により説明)
議長	皆さま方よりご意見・ご質問等ないでしょうか。
委員一同	(意見・質問等なし)
議長	続きまして、次の項目に移ります。 「令和3年度「農業者等との意見交換会」実施結果」について、農業会議事務局より説明をお願いします。
農業会議事務局	(資料3により説明)
議長	皆さま方よりご意見・ご質問等ないでしょうか。
〇〇委員	今のようにコロナの時も従来どおりにやった方がいいのでしょうか。これまで認定農業者の会と一緒にやっていましたが、昨年度はそこ

が集まらないということだったので、農業委員と推進委員の合同会議で意見を出しましたが、今年もそうなるのではないかと心配しています。

〇〇委員

集まってやりにくいときには、委員さん方が地元で聞いてこられた声を出してもらって、それを農家の声としてまとめていただくなど、いろんなやり方があると思います。コロナが流行っていますので、市町で工夫してやっていただければと思います。

議長

最後にその他の項目について、事務局よりお願いします。

農業会議事務局

(資料3により説明。)

議長

それでは、以上をもちまして、常設審議委員会を終了いたします。

専務

皆さま、お疲れさまでした。  
次回は8月17日となりますので、ご予定をお願いします。

---

14時50分